

パブリックコメント制度

「むつ市景観まちづくりアクションプラン」 策定について

【意見募集期間】

令和7年12月25日（木）～ 令和8年1月26日（月）

【お問い合わせ先】

むつ市まちづくり推進部 都市計画課

電話 0175-22-1111（内線 2745）

むつ市

パブリックコメントにあたって

むつ市では「下北ジオパーク」や「光のアゲハチョウ」をはじめとする魅力ある景観の保全・活用・継承を図るため、令和3年6月に、景観法に基づく「むつ市景観計画」を策定しました。

「むつ市景観まちづくりアクションプラン」は、長期計画である景観計画の実施計画として策定するもので、新たな事業や個性ある景観形成を柔軟に進めるため、市民や事業者の皆様からの提案・意見等を踏まえて策定する必要があります。

このたびのパブリックコメント制度は、「むつ市景観まちづくりアクションプラン」の策定案に対して、ご意見を伺うものです。

【目次】

■ 「むつ市景観まちづくりアクションプラン」案の概要	2
■ 意見の提出方法	3
■ パブリックコメント用紙	4

■ 「むつ市景観まちづくりアクションプラン」案の概要

1 背景と目的

「むつ市景観まちづくりアクションプラン」は景観法に基づいて策定された景観計画の実施計画として策定されます。むつ市景観まちづくりアクションプランでは、計画期間を5年以内とし、隨時見直しを行いながら、本市の良好な景観形成の実現に向けて取り組みます。

なお、5つの既存計画が景観形成にも資する計画と認められており、アクションプランに位置づけられています。

2 今回策定するアクションプラン案

近年、大規模な太陽光発電施設の設置が地域の景観を大きく変容させた事例が全国各地で発生し、太陽光発電と景観との調和が課題となっているところです。

そこで本市では、釜臥山の雄大な景色の保全と、ジオパーク周辺、そして観光で使われる国道や下北半島縦貫道路、大湊線からの景観保全のために、本アクションプランを作成し、太陽光発電設置と景観の保全に関する方針を定めることとします。

■意見の提出方法

1 募集期間

令和7年12月25日（木）～令和8年1月26日（月）

2 宛先

むつ市まちづくり推進部 都市計画課

3 提出方法

次ページの「パブリックコメント用紙」により、いずれかの方法で提出してください。

（1）電子メール

toshikeikaku@city.mutsu.lg.jp

（2）ファックス

0175-22-9718

（3）郵送・持参

035-8686

むつ市中央一丁目8番1号

むつ市まちづくり推進部 都市計画課

- ・電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。
- ・お寄せいただいたご意見に対する考え方、修正案等は整理した上で、募集期間終了後に速やかに公表します。

パブリックコメント用紙

案 件 名	「むつ市景観まちづくりアクションプラン」について
住 所	
氏 名 (団体は団体名と代表者名)	
電 話 番 号	
提出者の区分 (該当する番号に○を つけて下さい)	<p>1 市内に住所を有する方 2 市内に事務所又は事業所を有する方 3 市内の事務所又は事業所に勤務する方 4 市内の学校に在学する方 5 パブリックコメントの案件に関係のある方</p>

該当ページ	ご 意 見 の 内 容

*ご意見の内容は公表しますが、住所・氏名・電話番号は公表しません。

また、その他目的外の使用はしません。

*ご意見の欄が足りないときには、用紙（様式不問）を追加して下さい。

【提出先・お問い合わせ先】むつ市まちづくり推進部 都市計画課

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

電 話 0175-22-1111（内線2745） ファックス 0175-22-9718

電子メール toshikeikaku@city.mutsu.lg.jp